

請 願 書

紹介議員

三 上 泉

件 名

「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願

請願の要旨

刑事訴訟法の再審規程に、以下の事項を明確にした改正を求める意見書を採択し、内閣総理大臣、法務大臣等に提出してください。

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）を禁止すること。

請願の理由

近年、やってもいない事件の被疑者として逮捕・拘留・起訴され裁判で有罪判決を受け、刑に服した人が裁判のやり直しを求めて「再審請求」を行い、再審無罪を実現した事件が相次いでいます。栃木県足利市の女子誘拐殺人事件の犯人として無期懲役の判決を受けた菅谷利和さん、茨城県利根町布川で強盗殺人事件の犯人として無期懲役の判決を受けて29年間も服役した桜井昌司さん、滋賀県湖東記念病院で人工呼吸器を故意に操作し患者を死に至らしめたとして懲役12年の刑に服した西山美香さんなどです。

一方、殺人罪で有罪判決を受けた名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さん、袴田事件の袴田巖さん、大崎事件の原口アヤ子さんらは、再審の申立てを行い各級裁判所が再審開始決定を出したにもかかわらず、検察の異議申立てによって再審開始決定が取り消され再審公判が開かれない状況が続いています。

刑事訴訟の手続きを定めた法律、刑事訴訟法（全507条）の第435条から第453条までの19条に再審について定めていますが、再審方法のルールについて明確な規定がないため、裁判官によって審理の方法が異なり、検察官による証拠不開示も横行しています。また、再審開始決定が出て検察の不服申立てにより再審公判がいつまでも開かれないなどの問題があります。

無実の人を誤判から救済するためには、「刑事訴訟法の再審規程」を改正すべきであるとの機運が高まり2019年5月に「再審法改正をめざす市民の会」が東京で結成され、日本弁護士会連合会は2019年10月の第62回人権擁護大会で「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しました。

以後、「再審法」の改正を求める議会の意見書が昨年12月17日現在1県69市町村で採択され、「京都新聞・社説」（2021年12月20日付）では、「再審制度の改善／地方議会の後押しが要る」として「地方議会は人権を守るという点で一致できるはずだ。会派を超えて議論を深め、国への働きかけを強めて欲しい」と結んでいます。京都府内でもこの趣旨の請願が何件か出されていますが、残念ながら採択に至っていません。亀岡市議会議員諸氏の賢明なご判断により本請願を採択し、国に対して意見書を提出されることを切に願うものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和4年2月21日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

請願者

亀岡市西つつじヶ丘霧島台2丁目11
再審法改正をめざす口丹波の



事務局長 山岡良右

電話/fax 0771-24-9020

携帯電話 090-1132-8823

添付資料

- ①再審法改正をめざす市民の会リーフレット
- ②日本弁護士会連合会第62回人権擁護大会決議
- ③議会意見書採択自治体2021年12月17日現在(日本国民救援会調べ)
- ④「京都新聞」2021年12月20日付「社説」
- ⑤意見書のひな型

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であり、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないものであることは、誰しも認めることでありながら後をたちません。

しかし、再審開始が認められて無罪となる過程で障壁となるのは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、それらを開示する義務はないとされ、有罪が確定するに至ることがあります。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが開示されていたならば、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示にはルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなります。

もう一つの障壁は、再審開始決定に対する検察の即時抗告及び特別抗告が許されていることです。その結果、再審請求審が無用に長期化しています。このような事から、法的な制限を加える必要があることは明確です。

よって、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の者を救済のために喫緊の課題です。

現行刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツであるドイツでは、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1、再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

法務大臣 古川 禎久 様

亀岡市議会議長

福井 英昭

日弁連第62回人権擁護大会の決議

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。当連合会は、これまで数多くの再審事件支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件で、それぞれ再審無罪判決を勝ち取ってきた。また、湖東事件、日野町事件では、再審開始決定という成果を上げ、湖東事件は再審開始が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道されたこともあり、再審やえん罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっている。

しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。そして、それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題である。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法（憲法13条）の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そのためには、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要である（憲法31条）。ところが、現行の再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定は、わずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることが改めて明らかになった。

通常審における証拠開示については、当連合会が提言している全面的証拠開示こそ実現していないものの、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正において証拠開示制度が明文化され、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正においてこれが拡充された。しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しない。そのため、証拠開示の基準や手続が明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、時に「再審格差」とも呼ばれるように、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じている。

したがって、再審請求手続においても、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるために、通常審において必要とされていると同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が長期化しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する事件のうち、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人は83歳と、相当に高齢となっている。

そもそも、再審は、えん罪被害者を救済するための「最終手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある。

当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善や再審法改正の必要性を指摘し、1991年(平成3年)3月には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表している。しかし、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

よって、当連合会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める。

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、在るべき再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2019年(令和元年)10月4日

日本弁護士連合会

	議会名	採択	結果など
北海道	苫小牧市	1	21年3月議会で採択(再チャレンジで採択)
	美唄市	1	21年6月議会で採択(全会一致)
	函館市	1	21年9月議会で採択
岩手	北上市	1	12月議会で採択
	花巻市	1	21年9月議会で採択
	県議会	1	21年10月13日県議会で採択
	八幡平市	1	21年12月議会で採択
福島	喜多方市	1	6月議会で採択
	伊達市	1	12月議会で採択
	国見町	1	21年3月議会で採択
	桑折町	1	21年3月議会で採択
	湯川村	1	21年3月議会で採択
	浪江町	1	21年3月議会で採択
	会津坂下町	1	21年3月議会で採択
茨城	会津美里町	1	21年9月24日 採択
	高萩市	1	20年6月議会採択
	常陸大宮市	1	田村会長が陳述、20年7月議会採択
	那珂市	1	田村会長が陳述、20年9月議会採択
	大子町	1	継続審査、20年9月議会で採択
	東海村	1	3度目の委員会で全員一致、9月採択
	鹿嶋市	1	20年12月議会採択
	鉾田市	1	継続審査、20年9月議会採択
	城里町	1	20年6月議会採択
	土浦市	1	継続審査、20年9月議会採択
	石岡市	1	継続審査、20年9月議会採択
	取手市	1	20年6月議会採択
	牛久市	1	20年6月議会採択
	つくば市	1	20年6月議会採択
	守谷市	1	20年6月議会採択
	かすみがうら市	1	20年6月議会採択
	美浦村	1	継続審査、20年9月議会採択
	阿見町	1	20年6月議会採択
	古河市	1	20年6月議会採択
	五霞町	1	20年6月議会採択
千葉	流山市	1	21年3月議会で全員一致で採択
	東金市	1	12対9採択
	我孫子市	1	9月27日 全員一致で採択
東京都	小金井市	1	政党の共同提案
	清瀬市	1	採択
	国立市	1	21年12月21日に採択
静岡	三島市	1	全会一致採択
	下田市	1	全会一致採択
滋賀	東近江市	1	採択
	甲良町	1	21年12月議会で採択
奈良	大和郡山市	1	全会一致(証拠開示・上訴制限)
	山添村	1	①不採択(20.6)② 5対4で採択(21.6)
	上牧町	1	全会一致(証拠開示・法整備)
	広陵町	1	全会一致(証拠開示)
	川西町	1	全会一致(証拠開示・上訴禁止)
	三宅町	1	奈良弁護士会弁護士講師に学習 全会一致
	奈良市	1	全会一致(証拠開示)
	香芝町	1	全会一致(証拠開示・上訴制限・手続き整備)
	桜井市	1	21年9月議会で採択
大阪	御所市	1	全会一致(証拠開示・上訴制限・手続き整備)
	池田市	1	全会一致
	吹田市	1	
	箕面市	1	
	豊能町	1	
	能勢町	1	
	羽曳野市	1	全会一致で採択
兵庫	神戸市	1	審理促進の意見書全会一致で採択(意見陳述)
	高砂市	1	6月22日 全員一致で採択(神戸市と同旨)
	加古川市	1	21年6月採択
島根	津和野町	1	採択
	雲南市	1	21年9月議会で採択
	吉賀町	1	21年6月18日 採択
高知	土佐清水市	1	21年6月議会で採択
	安芸市	1	21年6月議会で採択
徳島	吉野川市	1	21年3月議会で採択
	つるぎ町	1	21年12月17日 本会議で採択
		70	

再審制度の改善



裁判をやり直す「再審」制度の改善に向け国に意見書を出す

よう求める請願が全国の自治体議会に相次いでいる。

これまでに東近江市や滋賀県

甲良町など68の地

方議会が請願を採

択している。その

一方で、「地方議

会になじまない」などの理由か

ら採択が見送られた例もある。

冤罪は誰にでも降りかかる可

能性がある。市民に最も近い立

場である地方議会は、自らの問

題として向き合ってほしい。

再審は刑事訴訟法に規定があ

るが、あいまいな点が多い。

再審の申し立てがあれば「事

実の取り調べができる」とされ

ているのに、具体的な手続きは

明記されていない。

日本弁護士連合会は2019

年の決議で「裁判所の裁量に委

ねられている点が非常に多い」

と問題点を指摘している。

検察や警察が保持している証

拠を隠しさせる仕組みもない。

元看護助手の西山美香さんが

12年間服役した後に再審無罪と

なった湖東記念病院の患者死亡

事案では、再審で警察、検察の

けるなどの手順を明文化する必

要がある。

再審開始決定に対し、検察が

不服を申し立てられることも再

審が進まない要因といえる。

大崎事件(1979年、鹿児島

県)で服役した原口アヤ子さ

んは再審開始決定を3回受けた

が、毎回、検察官が不服を申し

立て、決定が取り消された。

日本の再審制度のモデルとな

今日13日、再審制度について刑

事訴訟法の改正を求める国への

意見書を可決した。その中で、

検察が持つ証拠の全面開示の制

度化や、検察の不服申し立ての

禁止を訴えた。

神戸市議会は昨年、与党会派

から「自治体が意見を言うべき

でない」との声が出たが、議論

を重ね、「再審制度のよりふさ

わしい在り方について議論を深

めるよう要請す

る」との意見書を

全会一致で可決し

た。対照的に「冤

罪防止を強調するあまり、犯罪

被害者の人権がおろそかにな

る」として請願採択を見送った

議会もある。だが、冤罪は真犯

人の放置を意味する。犯罪被害

者の人権尊重と冤罪防止は対立

するものではあるまい。

地方議会は人権を守るという

点で一致できるはずだ。会派を

超えて議論を深め、国への働き

かけを強めてほしい。

社説

地方議会の後押しが要る

証拠隠しが明らかになった。

無罪を言い渡した大津地裁の

裁判長は「取り調べや客観証拠

の検討、証拠開示の一つでも適

正に行われていれば、このよう

な(冤罪)は起こらなかつ

た」と述べている。

捜査で集めた証拠が恣意的に

扱われては、公正な裁判はでき

ない。再審が請求されたら、検

察に証拠の一覧表提出を義務づ

再審の

ルールを作るろう

再審のために、すべての証拠を開示せ
 検察官の不服申立てを禁止せよ！
 再審の手続きを整備しよう！



再審法改正をめざす市民の会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12
 高田馬場ビル405号室 桜井司法研究所気付
 TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798
 www.rain-saishin.org Eメール: info@rain-saishin.org

運営委員

- ◎は共同代表 ○は事務局長 ※50音順
- ◎青木恵子 冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告
 - ◎伊賀カズミ 日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表
 - 泉澤章 弁護士、日弁連入罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長
 - 市川寛 弁護士(元検察官)
 - 井戸謙一 弁護士(元裁判官)
 - 指宿信 成城大学教授
 - 今井恭平 ジャーナリスト、なくせ冤罪! 市民評議会理事
 - ◎宇都宮健児 弁護士(元日弁連会長)
 - 海渡雄一 弁護士(元日弁連事務総長)
 - ◎木谷明 弁護士(元裁判官)
 - ◎客野美喜子 なくせ冤罪! 市民評議会代表
 - 川崎英明 関西学院大学名誉教授
 - 鴨志田祐美 弁護士(日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長)
 - 小池振一郎 弁護士(日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長)
 - 小竹広子 弁護士
 - ◎桜井昌司 冤罪犠牲者の会、布川国賠原告
 - 笹倉香奈 甲南大学教授、えん罪救済センター(Innocence Project Japan)副代表
 - 里見繁 関西大学教授
 - 篠田博之 月刊「創」編集長、日本ベンクラブ言論表現委員会副委員長
 - 白取祐司 神奈川大学教授
 - ◎周防正行 映画監督
 - 瑞慶寛淳 再審・えん罪事件全国連絡会事務局長
 - 豊崎七絵 九州大学教授
 - 成澤壽信 現代人文社代表取締役
 - 新倉修 青山学院大学名誉教授
 - 新田涉世 日本プロボクシング協会袴田殿支援委員会委員長
 - 西嶋勝彦 弁護士(袴田事件弁護団長)
 - 水谷規男 大阪大学教授
 - 水野智幸 法政大学大学院教授(元裁判官)
 - ◎村井敏邦 弁護士、一橋大学名誉教授(元刑法学会理事長)

今、再審法を変える好機

弁護士(元裁判官) 木谷 明さん

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。請求人に有利な証拠が裁判所の目に触れることなく有罪判決がそのまま維持されるのは、どう考えても不合理。再審段階における全面的証拠開示が必要不可欠とされるのはそのためだ。

また、長年月の審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てれば、それだけで、救済はさらに遅延する。検察官の不服申立ては、冤罪の早期救済の観点から当然禁止されるべきだ。

少なくとも以上2点の法改正は、喫緊の急務といわなければならない。



入会のご案内

入会を希望される方はホームページをご覧ください。下記口座に入会金(101,000円)をお振込みください。

郵便振替口座 00170-0-392704
 ゆうちょ銀行 記号 10170 番号 93367581
 サイシンハウカイセイヨメザスシミンノカイ

www.rain-saishin.org



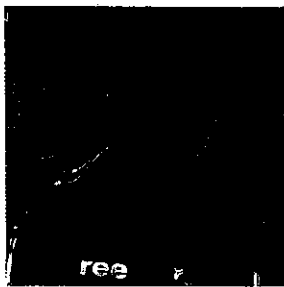
道義なき検察の再審妨害

検察が不服を申し立て、再審開始に抵抗

袴田事件(袴田巖さん)

1966年、静岡県清水市(当時)で、火災が発生。焼け跡から一家4人の他殺体が見つかった。袴田巖さんが、異常な長時間取調べで「自白」を強要され、死刑判決が確定。

2014年静岡地裁が再審開始決定。だが東京高裁が検察の抗告を認めて取り消した。最高裁に特別抗告中。



大崎事件(原口アヤ子さん)

1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤ子さんは否認を貫いたが、懲役10年の有罪。第1次、第3次及びその即時抗告審で3度再審開始決定。

だが2019年6月、最高裁が開始決定を取り消し、40年にわたる無実の叫びを抹殺した。



松橋事件(宮田浩喜さん)

1985年、熊本県下で起きた殺人事件。被害者の隣人、宮田浩喜さんが犯人とされ、有罪判決(懲役13年)。刑期終了後、再審請求し2016年、再審開始決定を得るが、検察が即時抗告。これが棄却されると、さらに特別抗告。2019年3月再審無罪判決まで、逮捕から34年を要した。



湖東記念病院人工呼吸器事件(西山美香さん)

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。刑期を終えて再審請求。地裁の請求棄却を高裁がくつがえし、再審開始を決定。2019年3月、検察の特別抗告が棄却され、再審開始が確定。



この証拠が始めから出ていれば

無罪証拠が隠され、無実の人が有罪に

足利事件(菅家利和さん)

1990年、栃木県足利市でおきた幼女誘拐殺人事件。菅家利和さんが自白強要の末、有罪判決(無期懲役)を受ける。DNA再鑑定で無実が判明し、2010年再審無罪が確定。

再鑑定に必要な被害者着衣が開示されていないと、もっと早く無実が証明されていた。



布川事件(桜井昌司さん・杉山卓男さん)

1967年、茨城県布川でおきた殺人事件。桜井昌司さん、杉山卓男さんが、別件逮捕後の取調べで自白を強要され、無期懲役が確定。再審請求で多くの証拠を開示させ、2011年再審無罪確定。2019年、東京地裁は検察の証拠隠しを違法として国家賠償請求を認める判決をした。



東電 OL 殺人事件(ゴビンダ・マイナリさん)

1997年、東京都渋谷区で、東京電力女性社員が殺害された。事件現場近くに住んでいたゴビンダさんが疑われたが、一審は無罪。控訴審で逆転有罪、無期懲役となる。再審請求審で被害者の衣服、身体などから真犯人と思われるDNA型が次々と検出され、2012年再審無罪。



日野町事件(阪原弘さん)

1984年滋賀県日野町で酒店の女性店主が殺害された。常連客だった阪原弘さんが自白を強要され、有罪(無期懲役)。再審請求審で開示させた写真から警察の証拠捏造が発覚。2018年再審開始決定(検察が即時抗告)2011年、阪原さんは他界し、遺族が再審を引き継いでいる。



取り消された再審開始決定

再審開始がいったん認められながら取り消されたケースもある。しかも一審はいずれも無罪。裁判所の判断が揺れ動く経緯からも、有罪に合理的疑いがあることは明白。

名張毒ぶどう酒事件



奥西勝さん

1961年、三重県名張市で起きた5名の毒殺事件。一審無罪、控訴審逆転死刑。第7次再審請求で開始決定を得たが、検察の異議申し立てで取り消された。奥西勝さんは2015年、半世紀を超える無実の叫びが届かぬまま獄中で逝去(享年89歳)。ご家族が遺志を継ぎ、10次再審(異議審)中。

福井女子中学生殺害事件



前川彰司さん

1986年、福井市でおきた女子中学生殺害事件。一審では無罪となるが、控訴審で逆転有罪(懲役7年)。服役後、再審請求した前川彰司さんは、2011年に開始決定を得るが、検察の異議により2013年に取り消される。現在、第2次再審請求の準備中。

再審の開始決定

本当に無実の人が救われる再審のためには、次のようなルールが必要です。

私たちがめざすもの

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を握っている検察官は、無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分に不都合な証拠は、けっして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定が、どうしても必要です。

2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかひを経て、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立て（即時抗告や特別抗告など）をすることができるため、再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたりしています。これもまた再審制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きの整備

再審請求審における審理方法のルールがないため、裁判官によっては、進行協議さえ行わず、形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却する手抜き裁判さえ大手を振って横行しています。事実調べや証拠の採否など、公正さを担保できる公開法廷での審理を行うべきです。

メッセージ

村木厚子さん(元厚生労働事務次官)
「郵便不正事件」で無罪判決が確定



日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏重、証拠開示の不公正さ、人質司法と言われる身柄の拘束。これらについては、裁判員制度の導入や、私の逮捕がきっかけとなった一連の刑事司法制度改革の中で、通常審については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題と言われたまま放置され、冤罪を訴える人々が明確なルールもないまま、気の遠くなるような年月、公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、いわれない刑罰を受けるだけでなく、自分の人格と異なる「犯罪者」の烙印を押され、それを一生背負っていくということです。だからこそ疑いが生じた場合には、できる限り早く、裁判のやり直しを行わなければなりません。

刑事司法のあり方を変えるためには、私たち一人一人が関心を持つことが重要だと思います。私も、自分が巻き込まれるまでは、司法に関心を持っていませんでした。今ではそれを深く反省しています。

この会の活動により、再審のルールを作る法改正が一日も早く実現することを心からお祈り申し上げます。

メッセージ

周防正行さん(映画監督)
再審法改正をめざす市民の会共同代表



現行の再審についての法律は、「再審できますよ」と言っているだけで、その後どういう手続きを踏むかは全く決められていません。

私は、法制審議会刑事司法制度特別部会で委員をやらせていただき、その時に「再審の証拠開示については、きちんとした法律を作るべきだ」と訴えました。しかし、結局先送りになってしまいました。ただ、証拠開示について何らかの手だてをしなければいけない義務があるとなっています。すぐ救わなければいけない人たちがたくさんいますから、その義務を素早く果たすために、「再審法改正をめざす市民の会」に参加して、引き続き訴えていくつもりです。

マスコミの皆さんには、再審というものがどういうものであるかを、多くの市民に理解していただける記事を書いていただきたいと思っています。政治家の皆さんにも、こういう不正義がまかり通っていることをきちんと理解していただいて、再審の法改正を一日も早く実現していただきたいと思っています。

あらわになった、再審制度の不備

その元凶として「再審制度の不備」が、たびたび指摘され、マスメディアにも取り上げられるようになってきました。

裁判官によって審理の方法や証拠の取扱いが著しく異なる「再審格差」、再審開始決定への検察の不服申立てによる「再審妨害」は、もはや個別の問題ではなく制度の問題です。無実の人を誤判から救済するには、「再審法」を改正すべきであるとの共通認識が、広まってきたのです。

「再審法」(刑事訴訟法の一部)は戦後、日本国憲法の施行により不利益再審が禁止された以外は、大正11年の旧刑訴法のままで、審理のルールも存在せず、証拠開示については一言の規定もありません。今こそ「冤罪者を救う再審制度」にすべき改革のときです。

私たち「再審法改正をめざす市民の会」(2019年5月20日結成)は、「冤罪者を救済するための再審のルール作り」を目的とし、中心的活動課題として、「再審のための全ての証拠の開示」、「検察官の不服申立ての禁止」、「再審における手続きの整備」を掲げています。

法改正実現のためには、市民、法曹、政治家、専門家などの幅広い連携と世論の喚起が必要です。多くの力を結集し、再審法改正運動を全国的に拡大していきましょう。

開始決定と棄却がせめぎ合う、再審

再審は今、歴史的な転換点を迎えています。2000年代以降、大崎、名張、布川、足利、福井、東住吉、東電OL、袴田、松橋、湖東記念病院、日野町の11事件について再審開始決定が相次ぎ、うち、足利、布川、東電OL、東住吉、松橋の5事件で、再審無罪が確定しています。しかし他方、最高裁が地裁、高裁の開始決定を取り消した大崎事件や、東京高裁が検察の即時抗告を認めた袴田事件など、再審をあくまで阻む理不尽な反動も顕在化しています。

再審のルール作りこそ急務

二度と冤罪被害者を生まないで

日本の冤罪の特徴は、検察が無実につながる証拠を隠していることです。公益の代表たる検察が、有罪獲得のために重要な証拠を隠して良いはずも、許されるはずもありません。裁判所の再審開始決定に抵抗する抗告権の行使も、同様に公益の代表として間違っています。税金で集めた証拠を私物化するな、総ての証拠を開示しろ。今も命を削りながら再審を求めている人たちを考えると、早急に再審の法律を整備しなければなりません。



桜井昌司さん
冤罪犠牲者の会、布川国賠原告

警察は、朝から深夜まで「お前がやったんだろ」と「自白」を迫りました。一度決めつければ、証拠をねつ造しても、虚構を組織ぐるみで守り続ける。唯一、信じていた裁判所も、訴えに耳を傾けず、証拠の矛盾に目を閉ざし、無理やり有罪にしました。

21年かけて、真っ白な無罪判決を勝ちとりましたが、このまま終われません。違法捜査を追及する国賠訴訟を起こしました。私の事件を教訓に二度と冤罪犠牲者を生んでほしくありません。



青木恵子さん
東住吉国賠原告、冤罪犠牲者の会共同代表